

<p><b>(関連分野)</b> 介護・子育て・医療</p>
<p><b>(事業の名称)</b> 高齢者等への生活支援活動等を行う事業</p>
<p><b>(関係省庁名)</b> 厚生労働省</p>
<p><b>事業の概要</b></p> <p><b>(事業内容)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅高齢者等(要介護・要支援認定を受けていない者を含む)への生活支援活動等(買い物代行、外出への同行・送迎、安否確認、緊急通報装置の設置及び対応、困りごと相談、住宅・庭の維持管理、雪かき、配食、寝具乾燥、地域サロン、福祉台帳整備等介護保険外のサービス・事業)を実施する。</li> <li>・ハローワーク等関係機関と連携し、離職者・雇止めされた派遣労働者等未経験者を職員として1年程度雇用する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－訪問介護員等として就業することを目的として雇用期間中にヘルパー2級、介護職員基礎研修等を希望する職員については、研修費用の助成等の支援を行うことができる。</li> <li>－雇用期間終了後は、当該事業所で雇用又はハローワーク等により福祉・介護分野への就職を斡旋する。</li> </ul> </li> <li>・在宅高齢者等のニーズの把握に当たっては、関係機関と密接に連携する。</li> </ul> <p><b>(人員等の基準)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の自由設計。</li> </ul> <p><b>(利用料)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の自由設計。</li> </ul> <p><b>(委託費水準)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の自由設計。</li> </ul> <p><b>(関係者の役割)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村：実施主体(運営委託先の選定・監督)、連携体制の構築</li> <li>・都道府県：都道府県基金からの市町村への助成、市町村への全般的な相談・助言、連携体制の構築など</li> <li>・国：事業運営全般に関する相談・助言など</li> </ul>

**(事業展開に必要な事項・規制緩和など)**

特になし

**(期待される効果)**

**定性的効果**

- ① 高齢者等の介護保険外サービスに対するニーズに対応できる。
- ② 介護保険給付対象外とされているサービスを提供することにより、介護保険外のマーケットが拡大する。
- ③ 訪問介護員等として就業することを希望する職員が、ヘルパー2級、介護職員基礎研修等の資格を取得することにより、介護の担い手が拡大する。
- ④ 市町村が設置し、既存の事業所等に運営を委託するため、地域に密着した事業運営が可能となる。
- ⑤ 緊急経済対策等の財源を活用することにより、スピード感のある対応が可能となる。

**(先行事例)**

市町村の特別給付、地域支援事業、市町村単独事業

**(期間後の取扱い)**

**(関係省庁担当者連絡先)**

厚生労働省老健局振興課 課長補佐 日野力

電話番号：03-3595-2889(直通) 3980(内線) / ファックス：03-3503-7894